

平成28年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 だんのさと
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年2月7日・8日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉保健部高齢社会課事業者管理係

	文書指摘事項	是正・改善状況報告	改善時期
1	<p>法人登記の資産総額の変更登記が平成28年6月1日の登記となっていた。組合等登記令第3条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。</p> <p>なお、当該指摘事項は、前回指摘事項と同様であり、再度指摘するので改善を図ること。</p>	<p>今年度より、毎事業年度末日から法定の期間内に変更登記を行います。</p>	<p>平成28年分の登記のときまでの間に改善します。</p>
2	<p>貴法人経理規程第11条により、作成が規定されている事業収入管理台帳等の補助簿が一部整備されていない。</p> <p>については、必要な補助簿を作成するとともに、当該補助簿作成後は、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致していることを適宜確認し、貴法人経理規程に則った会計処理を行うこと。</p> <p>(経理規程第11条第1項及び4項)</p>	<p>補助簿等について、経理規程に定められている補助簿を作成します。ただし、退職給与引当金台帳につきましては、当法人が退職共済に加入しており、退職給与引当金が発生しませんので、退職給与引当金台帳を経理規程から削除します。</p> <p>経理規程変更は、平成29年5月に開催される予定の理事会への提出を予定しています。</p>	<p>平成29年3月に必要な各補助簿を作成しました。</p> <p>経理規程は平成29年5月変更予定。変更完了次第報告します。</p>

3	<p>月次報告について、貴法人経理規程第 31 条の規定では、会計責任者は各拠点区分ごとに毎月末日に月次試算表を作成し、翌月末日までに統括会計責任者へ提出することになっているが、平成 27 年度の全月分の月次試算表の作成及び提出が遅延している。</p> <p>また、統括会計責任者による各事業区分合計及び法人全体の月次試算表の理事長への翌々月 15 日までの提出も殆どの月で遅延している。</p> <p>については、貴法人経理規程に則って処理すること。</p> <p style="text-align: center;">(経理規程第 31 条)</p>	<p>法人内で検討した結果、月次報告の日程について多少無理があることが分かりましたので、経理規程を変更し、会計担当者の月次試算表の統括会計責任者への提出を翌々月 15 日までとします。</p> <p>また、同様に統括会計責任者による各事業区分合計及び法人全体の月次試算表の理事長への提出も、翌々月末と変更します。</p> <p>日程に余裕ができることで、遅延が改善できるものと見込んでいます。</p> <p>経理規程変更は、平成 29 年度 5 月に開催される予定の理事会への提出を予定しています。</p>	<p>経理規程は平成 29 年 5 月変更予定。</p>
4	<p>平成 27 年 11 月以降のケアハウス暖の里(新館)の入居契約が施設長名義で締結されていた。</p> <p>貴法人経理規程第 62 条の規定で、契約は、理事長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)でなければこれをすることができないとなっており、契約担当者が契約締結を行えることは確認できるものの、理事長が契約について職員に委任する場合に必要となる委任の範囲を明確に定めているものが確認できなかった。</p> <p>については、契約担当者を置く場合は、契約の委任に関する必要事項を規定し、適切に契約を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(社援施第 7 号通知 1 (1))</p>	<p>法人の委任規程の作成を目指していますが、法人の組織の在り方そのものに関わりますので、慎重に調整し、そのうえで委任規程を作成する等したいと思います。</p>	<p>現在調整中。詳細が決定次第報告します。</p>

5	<p>公印管理規程が整備されていない。 ついては、適切な公印管理のため、早急に整備すること (徹底通知 5 (6) エ)</p>	<p>新規に公印管理規程を整備します。公印管理規程は、平成 29 年 5 月開催予定の理事会に提出する予定です。</p>	<p>平成 29 年 5 月新設予定。 理事会の承認が得られ次第、報告します。</p>
6	<p>貴法人経理規程第 12 条第 3 項により、会計伝票には、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならないとなっているが、承認印等を受けていない。 ついては、貴法人経理規定に則って適切に会計処理を行うこと。 (経理規程第 12 条)</p>	<p>平成 29 年 1 月より、会計伝票をそれぞれの会計責任者の承認印又は承認のサインを受けるようにしました。</p>	<p>平成 29 年 1 月分より改善しました。</p>